所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況について（平成29年度）

	病名	治療期間	投薬内容	検査内容
平成29年4月	（該当者なし）			
平成29年5月	（該当者なし）			
平成29年6月	（該当者なし）			
平成29年7月	（該当者なし）			
平成29年8月	（該当者なし）			
平成29年9月	（該当者なし）			
平成29年10月	（該当者なし）			
平成29年11月	（該当者なし）			
平成29年12月	（該当者なし）			
平成30年1月	（該当者なし）			
平成30年2月	尿路感染症	5日間	ジェニナック錠200mg	尿検査
平成30年3月	（該当者なし）			

○所定疾患施設療養費について

1.所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。

2.所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

3.所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
イ　肺炎
ロ　尿路感染症
ハ　帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

4.算定する場合にあっては、診断名、診断した日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

5.請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

6.当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。